

《発行者》 協同組合 愛知労務協会
富田謙社会保険労務士事務所 所長 富田 謙
■住所
〒460-0011 愛知県名古屋市中区大須四丁目11番39号 川本ビル4階
TEL 052-261-2611 URL <http://www.tomiken.org>
FAX 052-261-2612

目次

- 1 改正情報
- 2 労務管理の基礎知識
- 3 所長コラム

1. 改正情報

■ 年金を受給するために必要な期間（受給資格期間）が短縮に

老齢年金を受け取るためには、これまでは保険料納付済期間（国民年金の保険料納付済期間や厚生年金保険、共済組合等の加入期間を含む）と国民年金の保険料免除期間などを合算した資格期間が原則として25年以上必要でした。この資格期間を短縮する改正年金機能強化法が参院本会議で全会一致で可決・成立し、平成29年8月1日からは資格期間が10年以上あれば老齢年金を受け取ることができるようになりました。

(※1)
全ての加入期間が国民年金第1号被保険者期間の方は市区町村で手続きします。

(※2)
資格期間が国民年金のみの方、厚生年金保険・共済組合等の期間が12月に満たない方で生年月日が昭和27年8月2日以降の方は、「年金請求書（短縮用）」は送付されず、「年金請求書（事前送付用）」が送付されます。

(※3)
年金の決定後は平成29年8月以降に「年金証書・年金決定通知書」が送付されます。支払いは平成29年10月以降になります。

1. 平成29年8月1日時点で資格期間が10年以上25年未満の方
資格期間が10年以上25年未満で以下の表に該当する方には、基礎年金番号、氏名、生年月日、性別、住所及び年金加入記録があらかじめ印字された「年金請求書（短縮用）」及び年金の請求手続きの案内が日本年金機構から送付されます。請求手続きは平成29年8月1日以前でも可能です。「年金請求書（短縮用）」が届いたら、年金事務所等で手続きをする必要があります。(※1)(※2)(※3)

	生年月日	年金請求書の送付時期
1	大正15.4.2～昭和17.4.1	平成29.2下旬～3下旬
2	昭和17.4.2～昭和23.4.1	平成29.3下旬～4下旬
3	昭和23.4.2～昭和26.7.1	平成29.4下旬～5下旬
4	昭和26.7.2～昭和30.10.1【女性】 昭和26.7.2～昭和30.8.1【男性】	平成29.5下旬～6下旬
5	昭和30.10.2～昭和32.8.1【女性】 大正15.4.1以前生まれの方 共済組合等の期間を有する方	平成29.6下旬～7月上旬

2. 平成29年8月1日時点で資格期間が10年未満の60歳以上の方
下記の制度を活用することで、年金を受け取れる可能性があります。
- (1) 任意加入制度
 - (2) 後納制度
 - (3) 特定期間該当届・特例追納制度
 - (4) 年金記録の再確認

2. 労務管理の基礎知識

■ 割増賃金の基礎知識（3）

③複数社で働いた場合

パート社員やアルバイトなどは、比較的労働時間が短く、収入も少ないため、複数の職場を掛けもちして働く・・・、なんてケースもよくあるのではないのでしょうか。機密の漏洩や過労などの恐れがなければ、複数事業場の掛けもちを認めること自体には問題はありません。

ただし、労働時間を計算するにあたっては、複数の事業場の労働時間が通算されるため注意が必要となります。

・労働時間の通算

労働時間は、事業場を異にする場合においても、労働時間に関する規定の適用については通算すると労働基準法第38条第1項で定められていることから、労働時間を合計して8時間を超えた場合は、割増賃金を支払わなければなりません。支払いの義務のあるのは、原則として労働契約を後に締結した事業場となります。

なお、労働者が別の事業場で就労している事実を使用者が知らなかった場合で、労働時間を通算した結果、法定労働時間を超えてしまったとしても、ただちに労基法違反にはなりません。

また、休日については労働時間通算規定が存在しないため、労働者が自社の所定休日に他の事業場で就労していたとしても、労働時間を通算する必要はありません。



安全衛生法で定められた面接指導制度等の過重労働対策は、複数勤務を通算することを求めています。本業の事業場、副業の事業場ともに安全配慮義務がありますので、実際に副業を認める場合には注意が必要です。

3. 所長コラム

■ 厚生労働省労働局長 平成29年年頭所感より（2）

～第7巻第2号から続き～

第四に、学生アルバイトの労働条件の確保等について、対策を進めてまいります。《中略》

『筆者：ブラックバイト対策、やっぱり社労士会がやってる出前事業だな』

第五に、労働災害防止対策の徹底についてです。昨年は、《中略》減少傾向を維持しているところです。しかしながら、第12次労働災害防止計画で掲げている死亡者数・死傷者数の15%以上の減少（平成29年／平成24年比）という全体目標達成に向けては、計画後半の一層の取組が必要です。そのため、本年も労働災害防止対策に積極的に取り組んでまいります。

また、平成26年に公布された改正労働安全衛生法に基づくストレスチェック制度が昨年12月に施行されました。ストレスチェック制度は、働く方々のメンタルヘルス不調の予防のため、極めて重要な取組です。本年6月に施行を控えた化学物質のリスクアセスメント実施の義務化とともに、同改正法の円滑な施行のための周知等に努めてまいります。

『筆者：うーん、俺もストレスチェックしなきゃ・・・』